

平成22年第2回臨時会

斑鳩町議会会議録

平成22年5月11日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	9番	中西和夫
10番	浦野圭司	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	栗本裕美	総務部長	清水建也
総務課長	乾善亮	総務課参事	吉田昌敬
企画財政課長	西川肇	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	西本喜一	福祉課長	佐藤滋生
福祉課参事	清水修一	国保医療課長	西巻昭男
国保医療課参事	寺田良信	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	都市建設部長	藤川岳志

建設課長	今西弘至	観光産業課長	川端伸和
会計管理者	野崎一也	教委総務課長	植村俊彦
生涯学習課長	黒崎益範	上下水道部長	谷口裕司
上水道課長	清水孝悦	下水道課長	上田俊雄

1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 議案第19号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 日程 4. 議案第20号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程 5. 議案第21号 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程 6. 承認第 1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）
- 日程 7. 承認第 2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）
- 日程 8. 承認第 3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日程 9. 承認第 4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程10. 同意第 3号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて
- 日程11. 報告第 4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 日程12. 報告第 5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）
- 日程13. 常任委員会委員の選任について
- 日程14. 議会運営委員会委員の選任について
- 日程15. 議長報告について

(1) 常任委員会正副委員長互選結果について

(2) 議会運営委員会正副委員長互選結果について

追加日程 1. 予算決算常任委員会委員の辞任許可について

追加日程 2. 広報発行常任委員会委員の辞任許可について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、全員出席であります。

これより、平成22年第2回斑鳩町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第2回町議会臨時会の開会に当たりまして一言あいさつを申し上げます。

本日、町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様にはお練り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。平素から町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

平成22年度も既に1カ月余りが過ぎたところではありますが、4月1日付で職員の人事異動を行い、新たな体制の中で、「一人ひとりが創り出すまち」「歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現に向け、職員と共に創意工夫を凝らしながら諸事業の早期実施に積極的に取り組み、「生き生きと躍動する町・斑鳩」を目指し、最善の努力をしているところであります。議員皆様方のより一層の温かいご支援とご協力を賜りながら、本町のさらなる発展に向け全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本臨時会には、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてなど10議案を付議させていただいております。何とぞ温かいご審議を賜りまして、すべて原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） ただいまから議事に入ります。

本臨時会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員には、14番、木澤議員、15番、木田議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日とすることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

続きまして、日程3、議案第19号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、日程4、議案第20号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程5、議案第21号 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について、日程6、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について)、日程7、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)、日程8、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)、日程9、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)、日程10、同意第3号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて、日程11、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)、日程12、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について)、以上10議案を一括上程いたします。

町長から、本臨時会に付議されました10議案について総括提案説明を求めます。小城町長。

○町長(小城利重君) それでは、本臨時会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第19号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成22年3月31日に公布された、所得税法等の一部を改正する法律第17条の規定により、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部が改正され、当該規定が平成22年6月1日から施行されることから、本条例における当該法令の引用部分について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであ

ります。

先ほどの、議案第19号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例と同様の事由により、本条例における当該法令の引用部分について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ73億8,125万2千円とするものであります。補正の内容といたしましては、農家の戸別所得補償制度モデル対策事業の実施に伴うものであります。

はじめに、歳入予算の補正では、第15款 県支出金、第2項 県補助金で、戸別所得補償制度導入推進事業費補助金が内示されたこと、及び、同制度の創設により数量調整円滑化推進事業費補助金が廃止されることから、118万5千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正であります。第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第5目 生産調整推進対策費で、戸別所得補償制度導入推進事業において認められる事業費について、45万7千円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款 予備費では、今回の予算補正で生じた財源72万8千円を留保しております。

次に、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,528万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ79億5,050万円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その主な内容といたしまして、はじめに、歳入予算の補正では、第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金で、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の交付決定がありましたことから、461万2千円の増額補正を行ったものであります。

次に、第17款 寄附金では、教育費寄附金でふるさと納税などで16万3千円、福祉費寄附金で5千円の増額補正を行ったものであります。

次に、第20款 諸収入、第5項 雑入では、財団法人奈良県市町村振興協会からの市町村振興交付金で、2,260万6千円の追加補正を行ったものであります。

次に、第21款 町債では、法人町民税及び利子割交付金の減収に係る財源措置として発行が認められている減収補てん債で、起債同意が得られましたことから、2,790万円の追加補正を行ったものであります。

続きまして、歳出予算の補正であります。第2款 総務費、第1項 総務管理費では、職員の退職による職員退職手当負担金240万2千円の増額補正を行ったものであります。

次に、第3款 民生費及び第5款 農林水産費では、歳入でご説明申し上げました減収補てん債の追加による財源振替を、また、第4款 衛生費では、福祉費寄附金の充当による財源振替を行ったものであります。

また、第7款 土木費では、歳入でご説明申し上げました地域活性化・きめ細かな臨時交付金の増と、減収補てん債の追加による財源振替を行ったものであります。

次に、第9款 教育費、第3項 中学校費におきましても、減収補てん債の追加による財源振替を、また、第5項 社会教育費では、教育費寄附金の「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」への12万8千円の積立てと、同社会教育費への充当及び減収補てん債の追加による財源振替を行ったものであります。

最後に、第12款 予備費では、本予算補正から生じました財源5,275万6千円を留保しております。

なお、観光ルートサイン等整備事業につきましては、諸般の事情により、平成21年度会計において、予算の支出を見込めないことから、繰越明許費として、250万円を計上しております。

次に、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）であります。

平成22年度の地方税制の改正を内容とする「地方税法等の一部を改正する法律」が、平成22年3月31日に公布され、平成22年4月1日から施行されることとなり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その主な内容といたしまして、65歳未満の者の公的年金に係る個人住民税の所得割の徴収方法の追加、及び法令の改正による条文整理など、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）であります。

先の承認第2号と同様に、地方税法等の一部改正により本条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その主な内容といたしまして、地方税法等の一部改正に伴い、本条例における当該法令の引用部分について所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）であります。

地方税法等の一部を改正する法律などが、平成22年3月31日に公布され、平成22年4月1日から施行されることとなり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

その主な内容の1つ目といたしまして、国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額を、現行の47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を、現行の12万円から13万円に改めるものであります。

2つ目といたしまして、国民健康保険の被保険者が、非自発的な理由により離職した一定の者である場合においては、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう、前年所得の中に給与所得がある場合には、その給与所得は100分の30に相当する額によるものとして所得割を算定するなどの「非自発的失業者に対する軽減措置」が創設されたことから、所要の改正を行ったものであります。

3つ目といたしまして、被用者保険の被扶養者であった前期高齢者が、当該被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したため、国民健康保険の被保険者となった場合に、それまで保険料を支払っていなかったことに配慮し、2年間に限る減免措置が設けられておりますが、当面の間、この2年間という期限を撤廃するものであります。

次に、同意第3号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについてであります。

清水孝雄委員が平成22年3月6日に死去されたことに伴い、後任として、故清水委

員と同じく弁護士であります中Ⅱ達也氏を委員に委嘱いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。

平成22年3月29日、斑鳩町五百井1丁目11番39号先の町道404号線交差点において、建設課職員が運転する公用車と自転車が接触し、負傷及び自転車を破損させたことにつきまして、今回、当該自転車の損害賠償にかかる示談が成立したことにより、その額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成22年4月28日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）であります。

本議案は、先の報告第4号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う、損害賠償に係る保険金の受け入れと損害賠償金の支払いであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ73億8,006万7千円とする補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成22年4月28日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましてもあたたかいご審議を賜りまして、原案どおり議決又は承認を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程3、議案第19号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第19号については、委員会付

託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） それでは、議案第19号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

議案第19号

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成22年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、この議案書の末尾に添付いたしております要旨をご覧いただきながら説明をさせていただきますと思います。

今回のこの町税条例の一部改正につきましては、平成22年3月31日に公布されました所得税法等の一部を改正する法律第17条の規定によりまして、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部が改正されまして、当該規定が平成22年6月1日から施行されますことから、本条例における当該法令の引用部分について当該法令名の変更等所要の改正を行うものであります。

施行日につきましては、平成22年6月1日からとしておりまして、あと修正申告等への対応のために経過措置を設けておるところでございます。

以上が本条例改正の内容でございます。

なお、改正する条例本文につきましては朗読は省略させていただきますが、議員皆様方におかれましては、温かいご審議を賜りまして、何とぞ原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第19号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第19号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第19号については、満場一致で可決いたしました。

次に、日程4、議案第20号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第20号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、議案第20号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げさせていただきます。

まず初めに、議案書を朗読をさせていただきます。

議案第20号

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成22年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、末尾に添付をいたしております要旨によりましてご説明を申し上げたいと思います。要旨をご覧いただきたいと思います。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、要旨にございますように、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第17条の規定により、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）の一部が改正され、当該規定が平成22年6月1日から施行されることから、本条例における当該法令の引用部分についての所要の改正を行うものであります。

施行日につきましては、平成22年6月1日から施行することとなっております。

以上が国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましての主な内容でございます。

なお、改正する条例本文につきましての朗読及び新旧対照表の説明を省略をさせてい

ただきますが、議員皆様方にはよろしくご審議を賜りまして、何とぞ原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第20号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第20号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第20号については、満場一致で可決いたしました。

次に、日程5、議案第21号 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第21号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） それでは、議案第21号 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第21号

平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について

標記について、地方自治法第218条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成22年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、本補正予算の内容につきまして、予算に関する説明書によりまして説明をさせていただきます。予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入から説明をさせていただきます。第15款県支出金、第2項県補助金、第3目農林水産業費県補助金では、戸別所得補償制度導入推進事業費補助金が内示されたこと、及び同制度の創設によりまして数量調整円滑化推進事業費補助金が廃止されることから、合わせて118万5,000円の増額をお願いするものであります。

次に、5ページからの歳出の内容でございます。第5款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業総務費では、戸別所得補償制度導入推進事業費補助金によります財源振替をお願いするものであります。第5目生産調整推進対策費では、農家の戸別所得補償制度モデル対策事業において認められる事業費であります臨時職員の共済費5万1,000円及び賃金40万6,000円を合わせまして45万7,000円の追加補正及び財源振替をお願いするものであります。

最後に、第12款予備費では、今回の予算補正で生じました財源72万8,000円を留保しております。

それでは、恐れ入ります、1ページをお開きいただきたいと思います。予算書を朗読させていただきます。

平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）

平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ73億8,125万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年5月11日 提出

斑鳩町長 小城利重

以上をもちまして議案第21号 平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。温かいご審議を賜りまして、どうぞ原案どおり可決をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この臨時職員を雇用することが出来るとなりまして、こういうふうには戸別所得補償制度導入推進事業費補助金というものが新たに確定されたという

ことで補正予算が上がってきたんですが、私、3月議会の討論でも申し上げましたとおり、5,618億円の戸別所得補償の予算化はされたものの、事業仕分けをして削減をされている項目もあると申し上げておりました。まさに数量調整円滑化推進事業費は削減をされてマイナスと、そしてここに増額という形で上がってきているというのを見させていただいてなるほどと思っておったんですが、そういう色々思いながら見ている中で、臨時職員の採用につきましては、隣の平群町さんでは当初予算でもう既に組んでおられるという情報も聞いておって、斑鳩町はどうなるのかあと思っていたところ、こういう形で補正予算で上げてこられたという形なんですけど、ただ、これ上げてこられたといっても社会保険料と臨時職員の賃金の数字から見まして、どういうふうな形で臨時職員という形をとられるのか、そしてまた戸別所得補償問題というのは専門的知識も要するというふうに思うんですね。こんな簡単に誰でもぱっと来てぱっと出来るものではないというふうに思っているんですが、この臨時職員について私たちはどのように考えて、そしてこの賃金というものを支払われるのがどんなふうな形になるのか、通年としたら、これ、額が余りにも低いですしね、その辺の運用について、やはりきちっと聞いておきたいなというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました件でございますけれども、この臨時職員でございますが、特別にこの推進事業制度のために雇い入れるものではないかと、今、いる臨時職員ですけれども、この臨時職員の一部共済等の費用をこの補助金で充当すると。補助金につきましては、斑鳩町に割り当てて来ておるわけでございますけれども、140万8,000円のうち充当出来るものということで、その中の共済を充当するというように考えてございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そしたら、新たに採用するものではなくて、現状の職員の中でこのおりてきた補助金の中で人件費に充てることが出来る分を部分的にその臨時職員さんの分として充てるということについては、理解することは出来ました。そういう運用の仕方なんだなあと。

それと、この戸別所得補償制度、先ほども申し上げましたように、国は5,618億円予算化すると言っているんですけどもね、斑鳩町の農家の規模であればそういった補償というのがどの程度受けること出来るんだろうかなということを、私、漠然としか

考えることが出来てなかったんですけれども、徐々にそれらについて一定調査など進んで来てるのかなあというふうに思うんですが、どうでしょうか、対象となりそうな戸数であったり取れそうな額、補償が取れそうな額というのは、どんなふうに見込みを立てておられるのか、お尋ねをしたいなというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました件でございますけれども、これは一定の要件が当然ございまして、それに当てはまるかどうかにつきましては、現在農家の皆様方に申請書をお渡しをしております、5月6日締め切りで提出をしていただいたわけでございますけれども、その内容を今後調査をさせていただいて、実際にどの程度されるのかというところを見ていきたいというふうに考えてございます。ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） まだ、5月6日に提出をしていただいた状況の中では、もちろん連休もありばたばたしております業務の方もつかえているだろうから、なかなかそんなすぐに手をつけれる状況ではないだろうとは思いますが、新たに行われる事業であることから、やはりこれについては細心の注意を払っていただきまして、そして農家の皆さんの調査に基づきまして、農家の皆さん、なかなか制度のこととか詳しくわからないというような状況が私は多々見られるのではないかなというふうに思っておりますので、これについては、戸別の状況などをよくきちっと把握をしながら、補償されるべきものはきちっと補償されるように、担当としてはご努力の方していただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

○議長（中西和夫君） これをもって議案第21号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第21号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第21号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、日程6、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会

付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって承認第1号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。清水総務部長。

○総務部長(清水建也君) それでは、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について)の説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第1号

町長専決処分について承認を求めることについて

(平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

平成22年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第1号

専決処分書

平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成22年3月31日

斑鳩町長 小城利重

それでは、本補正予算の内容につきまして、予算に関する説明書によりまして説明をさせていただきます。補正予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

初めに、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第5目総務費国庫補助金では、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の交付決定があったことから、461万2,000円

の増額補正を行ったものであります。

次に、第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金では、教育費寄附金でふるさと納税としての6名の方と1つの団体から、また史跡中宮寺跡現地説明会、斑鳩市及び国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展での募金によりましてご寄附がありましたことから16万3,000円の増額補正、福祉費寄附金では2名の方からご寄附をいただいたことから5,000円の増額補正を行ったものであります。

次に、次のページの8ページでございますが、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入では、財団法人奈良県市町村振興協会より市町村振興交付金が交付されたことから、2,260万6,000円の追加補正を行ったものであります。本交付金につきましては、当該財団法人におきまして、宝くじの広報費等の残額を基金として積み立てていたところでございますが、去る2月18日開催の理事会におきまして、総額11億円のうち10億円を取り崩しまして県内の市町村に配分することが決定され、それを受けて交付されるものでございます。

次に、第21款町債、第1項町債、第6目減収補てん債では、法人町民税・法人税割及び利子割交付金の減収に係る財源措置として発行が認められております減収補てん債について起債同意が得られたことから2,790万円の追加補正を行ったものであります。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。9ページでございます。

初めに、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では、職員の退職に伴います職員退職手当負担金240万2,000円の増額補正を行ったものであります。

次に、第3款民生費、第2項児童福祉費、第4目学童保育運営費では、減収補てん債の追加によります財源振替を行ったものであります。

次に、10ページでございます。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目健康増進事業費では、福祉費寄附金の充当によります財源振替を行ったものであります。

次に、第5款農林水産業費、第1項農業費、第4目土地改良事業費では、減収補てん債の追加による財源振替を行ったものであります。

次に、11ページの第7款土木費、第2項道路橋りょう費、第2目道路新設改良費では、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の増及び減収補てん債の追加による財源振替を行ったものであります。

次に、第9款教育費、第3項中学校費、第1目学校管理費では、減収補てん債の追加

による財源振替を行ったものであります。

次に、12ページでございます。第9款教育費、第5項社会教育費、第4目文化財保存費では、教育費寄附金の斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積み立て12万8,000円と同事業費の充当及び減収補てん債による財源振替を行ったものであります。

最後に、第12款予備費では、本予算補正から生じました財源5,275万6,000円を予備費に留保しております。

恐れ入ります、4ページをお開きいただきたいと思います。第2表繰越明許費補正についてであります。本補正予算では、諸般の事情により平成21年度会計において予算の支出を見込めない事業がございますことから、繰越明許費として第6款商工費で観光ルートサイン等整備事業で250万円を計上しております。

続きまして、第3表地方債補正についてであります。地方債の追加では、町債のところで申し上げました減収補てん債の発行限度額を2,790万円とする補正を行っております。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。予算書を朗読をさせていただきます。

平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）

平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,528万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ79億5,050万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成22年3月31日 専決

斑鳩町長 小城利重

以上をもちまして、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）についての説明とさせていただきます

す。議員皆様方におかれましては、温かいご審議を賜りまして、どうぞ原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この予算書8ページにございます市町村振興交付金、これ新たに上がっておりますので、どのようなものかなあということ、今、部長の提案説明を聞きまして、どういうものかというのはわかったんですけども、逆に10億円の取り崩しを分配した基準というんですか、斑鳩町がなぜこの金額なのかという配分される基準というものをお教え願いたいなど。

それと、この種類のものであれば、使い道については制限は加わっていないのかなというふうには思うんですが、それも使い道についても確認を私としてもさせていただいておきたいなというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 市町村への割り振りでございますけども、先ほど10億円を取り崩しというふうに説明をさせていただきましたけども、10億円のうち5億円につきましては、奈良県39の市町村がございまして、均等に配分をするということでございます。残り5億円につきましては、平成17年度国勢調査の人口がございまして、その国勢調査の人口によりまして按分して配分されておるということでございます。先ほども申し上げましたけども、この基金の原資は宝くじ交付金の残金等であるということでございます。

あと、この用途についてでございますが、そもそもこの振興協会につきましては、市町村の振興発展に寄与するための事業を行うという協会でございますので、特にそうした、何に使いなさいといった縛りはないというふうに理解しております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） わかりました。ちょっとね、金額的に見て、これをどう評価したらええのかなというのは思ってたんですが、5億円均等で5億円が人口調査での按分をされているということなんですが、もし出来るのであれば、県下の各市町村への配分金額というのは、資料として担当の方でお持ちじゃないかと思うんですが、後ほどでも結構ですので、ちょっと県下の状況というのを見せていただけたらと思いますので、それについてはよろしくお願いしたいと思います。

それと、1つちょっと気になっておるのが、私、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の件につきましては、一般質問もさせていただいた経過がございますが、これ総務費国庫補助金で、募集をして建設課の方で新設道路に使うんやということでしたけれども、結局総務費の国庫補助金としてこう来てると。実際事業をするところと窓口という問題と、これ受けるときに違うということ、今、ちょっと見ながら、新政権で言われている社会基盤整備交付金のシステムなんかというたら、やっぱりこういうことになってくるのかなあと。窓口がどこになって、そして各課にまたがっているものを窓口で受けて交付金を振り分けていくというようなやり方になるのかなあとと思うんですけども、形としては、今のこの臨時的に行われたこの交付金のやり方というものを私たちは認識しておけばいいのかなと、今後も、ということの確認をさせていただきたいのと、それとこれはあくまでも参考なんですけど、今回もふるさと納税をしていただいた方の状況が補正予算で上がってきている。非常にありがたいことだなあとというふうに思っているんですけど、このふるさと納税をしていただく方ですね、やっぱりいただく方というのはどうなんだろう、斑鳩町出身でよそにいらっしゃる方などがされるのか、それとも斑鳩町に特に応援をしていただけてるのかということについては、常から私気になっていたところですので、この間何件もそういうふうにしていただけてきた状況を見る中では、町としてはどのようにそれについては把握をされておられるのか、お尋ねをしておきたいなというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） まず、この地域活性化経済対策交付金等々の性質でございますけども、臨時的なものかというご質問でございます。これにつきましては、ご存じのように、平成21年度国の補正予算で、21年度についてこういった事業をしていくといった中で臨時的に交付されたものでございます。

それと、ふるさと納税でありますけども、斑鳩町出身の方か、それとも斑鳩町を特に応援していただく方かという区分につきましては、現在、そこまでは把握しきれてない状況ではございますけども、特に出身の方だけではなく、他市町村にお住いの方からの応援という形でもご寄附をいただいているという状況であることには間違いございません。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善2君） 今回の地域活性化・きめ細かな臨時交付金につきましては、そ

の使い道につきましては、環境もあれば道路もある、教育もある、また福祉もある、色んな分野にわたっておりますので、その受け入れといたしましては、個々に受け入れするよりは1カ所で受け入れするという事で、国においては総務省が主体になってやっておりますので、受け入れは総務費の中の国庫補助金となっております。

今後、今、議論されております一括交付金、これからすべて補助金は一括交付金という議論になっておりますけども、やはりそのイメージといたしましては、このような形での一括交付金になってこよいかということになっております。ただ、それについては、色々そのセクションで、受け入れのセクションで事業量が膨大になってまいりますので、その調整について、やはり色んなご意見がありますので、それについても、今、国において議論をされております。

ふるさと納税につきましては、今、部長が申しあげましたように、やはり東京、遠いところでは仙台、また九州とかもございます。また、藤ノ木古墳に来て帰って振り込みしようかと。その時には少額の寄附をやっついて、おうちへ帰ってからまた1万円なり2万円なりを寄附しようという方もおられます。ですから、大半が町外の方であるとご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 1点目については、副町長の方で私の聞いたかったことについてお答えいただきました。ただ、私、その流れを心配しているんですね。今後、町の中で、こういうやり方になってきたときのシステムがうまく流れていくんだろうかどうかというところをちょっと心配してますのでね。もちろん、私ですら心配してるんですから、担当である行政を執行される側の皆さんもきっと心配はしていただけてると思うんですけどもね、こういう総務省の管轄で来た国庫補助金ですね、この臨時交付金の分の流れを経験として、今後、やはり一括交付金化されるものについての庁舎内での事務のスムーズな流れを掌握するという事について、きちっと組織的に情報を早くキャッチしてどういう形が一番いいのかというのをよくご検討いただいて進めていっていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それと、ふるさと納税でも、色んな方にご協力いただけてるのはありがたいと思っております。これからも、もっともっとご協力いただけるように、斑鳩町として色んな形でアピール出来るように、私たちも考えていかなければいけないと思っておりますが、行政におかれては、それについても、今後も色んなまちづくりをやっていく、観光行政、力を

入れていくという中で、さらにこういうご協力がたくさんいただけるようにご努力をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中西和夫君） これをもって承認第1号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって承認第1号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程7、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって承認第2号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） それでは、町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）、説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

平成22年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第2号

専決処分書

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成22年3月31日

斑鳩町長 小城利重

本町税条例の一部改正につきましては、平成22年度の地方税制の改正を内容といたします「地方税法等の一部を改正する法律」が本年3月24日に成立いたしましたして、4月1日から施行されることになったため、斑鳩町町税条例について速やかに整備する必要がございますことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、末尾に添付をしております要旨をご覧くださいながら説明をさせていただきます。

まず、本条例の一部改正につきましては、2つの要点がございます。1つ目といたしましては、ここに書いてございますように、65歳未満の者の公的年金に係る個人住民税の所得割の徴収方法の追加がございます。昨年の法改正によりまして、平成21年度からの個人住民税の公的年金からの特別徴収制度が導入されたところでございますが、このことに伴いまして、65歳未満の方で公的年金等に係る所得がある給与所得者の方につきましては、普通徴収となったところでございます。

そうしたところが、その65歳未満の方々から、窓口等での納付の手間が新たに生じたといったご意見が多く寄せられたことから、これらのご意見等を踏まえまして、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得がある給与所得者の方につきましては、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与からの特別徴収により徴収することが出来ることとしたものでございます。

なお、制度整備の初年度におきましては、納税者に混乱を生じさせないために、徴収方法の選択に係る経過措置を設けてございます。

また、2つ目といたしましては、地方税法等の一部改正に伴いまして、本条例における条文整理等の所要の改正を行ったものでございます。

施行期日につきましては、平成22年4月1日から施行するとしておりまして、ただし第60条第6項の改正規定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行

の日から施行するとなっております。その中で、「法律第 号」と空白になってございますが、この一部改正法律につきましては、既に参議院を通過したところでございますけれども、衆議院の可決がまだといったことで、これの衆議院が議決をされた時点で施行日が決まるわけでございますけれども、その施行日及び法律番号が決定するということでご理解を賜りたいと思います。

以上が本条例改正の主な内容でございます。

なお、改正する条例本文につきましてはの朗読は省略させていただきますが、議員皆様方におかれましては、よろしくご審議を賜りまして何とぞ原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 一定聞かせていただきまして、内容について特に異論があるわけじゃないんですけども、この制度の変更等について、周知はどういうふうに考えておられるかお尋ねしたいんです。この間、色んな制度が変わって特別徴収が色々行われるようになってきて、やはり住民の皆さんから混乱しているという話をよくお聞きしますんで、今回のことについてはどのように周知を考えておられるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） この制度改正に伴う周知の方法でございますけれども、本年4月号の広報紙に記載をさせていただきまして周知をしたところでございます。なお、加えまして、個別に該当となる方々、600名余りおるわけでございますけれども、その方には全員にその内容について郵送で通知をさせていただいたといったところでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 個別に通知を出していただいているということで少し安心しました。

加えてちょっとじゃあお聞きしておきたいんですけど、その事務的な費用というのは、国の方からそういう費用は出るのでしょうかね。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） そうした費用について特別に別途というものはございません。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） まあ、そういったところで町の負担等もかかるとは思いますが、個別に通知を出していただくことについてはいいことだなあというふうに思いますので、今後も町として制度の混乱が生じないように努めていただくと共に、やはりこうした費用についても、国の方にきちんと、法改正に伴ってのものなので、国の方でもそういう費用を見ていただくようにという要望を、今後も国の方に上げていっていただきますようお願いをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） これをもって承認第2号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって承認第2号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程8、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって承認第3号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） それでは、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）説明をさせていただきます。

初めに、議案書を朗読いたします。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

平成 22 年 5 月 11 日 提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2 枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第 3 号

専決処分書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 22 年 3 月 31 日

斑鳩町長 小城利重

本条例の一部改正につきましても、先ほどの承認第 2 号と同様、平成 22 年度の地方税制の改正を内容といたします地方税法等の一部を改正する法律が、平成 22 年 3 月 24 日に成立し平成 22 年 4 月 1 日から施行されることになったため、斑鳩町都市計画税条例につきましても速やかに整備する必要があることから、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、末尾に添付をしております要旨を見ていただきながら説明を申し上げます。

今回の都市計画税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、本条例における当該法令の引用部分について所要の改正を行ったものでございまして、施行期日につきましては平成 22 年 4 月 1 日からと、経過措置が設けられたものでございます。

以上、本条例改正の内容でございますけれども、なお改正する条例本文につきましても朗読は省略をさせていただきますけれども、議員皆様方におかれましてはよろしくご審議を賜りまして、何とぞ原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） ございませんか。これをもって承認第 3 号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第 3 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって承認第3号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程9、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって承認第4号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の説明でございますが、説明に入ります前に、あらかじめ配付いたしました議案書の新旧対照表におきまして一部誤りがございましたことにつきまして、まずはおわびを申し上げます。今後、このようなことのないように努めてまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案書の朗読をさせていただきます。

承認第4号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

平成22年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第4号

専決処分書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分す

る。

平成22年3月31日

斑鳩町長 小城利重

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律などが、平成22年3月31日に公布をされ、平成22年4月1日から施行されることとなり、斑鳩町国民健康保険税条例について速やかに整備する必要があることから、町長専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして、末尾に添付をしております要旨によりましてご説明を申し上げたいと思います。要旨をご覧いただきたいと思います。

改正の主な内容は、1つ目といたしまして、課税限度額の変更でございます。基礎課税額の賦課限度額を現行の47万円から50万円に改め、また後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を現行の12万円から13万円に改めるものでございます。この改正につきましては、条例第2条の改正規定となっております。

2つ目といたしまして、非自発的失業者に対する軽減措置を整備するものでございます。65歳未満であって非自発的に失業した者について、失業した日の翌日の属する年度の翌年度末日までの間、総所得のうち給与所得に限り100分の30で換算する規定及びその手続に関する規定を整備するものでございます。この改正につきましては、条例第21条の2及び条例第22条の2関係となっております。

3つ目といたしまして、被扶養者の国民健康保険税の減免措置の延長であります。被用者保険の被保険者が後期高齢者医療保険に移行する場合にあって、その65歳以上の被扶養者が国民健康保険に加入することとなったときの国民健康保険税について、減免の対象の期間限定を撤廃するものでございます。この改正につきましては、条例第23条の改正規定となります。

以上が国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましての主な内容でございます。なお、改正する条例本文につきましての朗読及び新旧対照表の説明は省略をさせていただきますが、議員皆様方にはよろしくご審議を賜り、何とぞ原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げましてご説明とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） まず、この議案書の要旨にございます1番目ですね、これは

限度額を引き上げるんだということで書かれておりますが、後期高齢者医療制度が始まって国保の加入世帯というのは減っていると思うんですけども、直近ですね、どの時点をとらえられるのかはわからないんですが、国保の加入世帯数が幾ら、そしてそのうち限度額を払っておられる世帯の状況、これについてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今回の限度額の関係でございますけれども、全世帯では、国保の基礎課税分の国保世帯数は4,407で、このうち限度額を超えている部分につきましては104世帯、そして後期高齢者支援金部分についての限度額を超えておられる世帯は98世帯でございます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） わかりました。以前、後期高齢が始まる前にこういった限度額の改正なんか行われるときにも、私、数は聞いたことはあるんですけども、後期高齢始まってからは、今、初めて公の場で聞かせていただいた状況です。それでも、100世帯ぐらいの方たちが影響を受ける状況にあるということについて認識を持たせていただきました。

そして、2番目に関係してくるんですけども、この非自発的に失業した者について、これは私たちも以前から町に対して要求をしておりました。所得が激減した方たちが前年度所得で国保税課税されると、それでなくても高い国保税なのにとっても払えないと、何とか出来ないのかということを経験してきた経過がございまして、一歩前進をしてこういう形になったというふうに思っております。

ただ、私、前その質問をさせていただいたときに、そういう方の軽減を斑鳩町がやるとするならば、被保険者の皆さん方の保険料からその減免するものを確保するか、それとも一般会計からそのものを確保するかという方法しかない、どちらの選択についても厳しいものがあるということを経験してきたときにおっしゃっていたと思うんですが、そのときに、今後前向きに考えていきたいと、私も、それで行政側にもご提案申し上げてきた経過の中で、国の方からこういう形で決まってきたということであればありがたいことなんですけれども、ただその保険料の関係から言うと、当然国がこういう形で軽減をなさいよと言ってきたということは、これについてはきちっと軽減をし

た分の保険税に当たる部分については、国から補償がきちっとあってしかるべきだというふうに思っているわけなんですけれども、それと共に、この法律で定められた軽減には斑鳩町でも適用していただいています。7割、5割、2割軽減というのを斑鳩町でもやっていたらいいと思うんですが、参考までにこの7割、5割、2割軽減を受けておられる世帯数と、それとその軽減をしたときの財源の確保について、国の方で責任を持っていただけているのか、どこがどうなっているのか、この軽減をした分の財政措置というのはどうなっているのかということについて、要旨の2番目にある点についても含めましてね、法定軽減されている分と同じように考えていいものなのかどうかということもありますので、ここできちっと尋ねておきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） まず、軽減の世帯数でございます。平成21年3月末現在の数字でご理解をいただきたいと思います。

まず、7割減額の対象者でございますけども、1,244世帯でございます。それから、5割減額の対象者でございますけども、これは187世帯でございます。また、2割減額の対象者ですけども、これは505世帯でございます。これは医療費、医療部分と支援金分でございます。

介護部分につきましては、次に申し上げます。介護部分につきましては、対象者が40歳から65歳までということで、人数が変わってまいりますので、介護部分につきましては、7割減額の対象者は544世帯、5割減額の対象者は116世帯、2割減額の対象者は257世帯でございます。

また、この財源につきましては、調整基金の方で軽減の部分については入ってまいるといふふうになっております。

以上です。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 財源については調整基金であるということで、今、お聞きしましたが、じゃあこの非自発的に失業した方の分についても同じ取り扱いという形で考えといてよろしいのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今回の軽減措置に係ります財源措置につきましては、国、県で4分の3、町で4分の1が補てんされます。なお、この補てんでは、不足する部分

につきましては、特別調整交付金で町の部分は補てんされるということになっております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうしましたら、やっぱり一定町の方でもこれは見なければならぬという形になってこようかと思うんですけれども、私はどっちにしろ、こういう方たちを救ってあげてほしいと。今、これ非自発的に失業した者の基準ですね、リストラとか倒産とかいうものをおっしゃられています。やっぱり派遣切りとかの場合、この派遣切りなんかもちっと見ていっていただきたいなど。その派遣切りというものをどういうふうに見ていくかというのも、どう基準としてどう判断していくかというのも重要な問題であるとは思いますが、これ、相談に来られましたら個別にきちっと相談に乗っていただきましてね、ほんとに若い世代の方たちが仕事がなく困っておられる、きちっとした正規の雇用をしてもらえなくて国民健康保険に入らざる得ないというような若い方たちがいるという現状の中で、やはりこの制度についての拡充の考え方というのを少し町としてもやっぱりこれからも持ってほしい。そしてまた、県や国に対しても、こういう問題についてきちっと抜本的な取り組みを進めながらこういう保障をしていかなければ、働く人たちの意欲もやっぱり失われていくという問題もありますので、そういう大きな問題としてとらえて、この部分だけを見るのではなく大きくとらえてまた運用をしていっていただけたらというふうに思います。

質疑については以上です。

○議長（中西和夫君） これをもって承認第4号に対する質疑を終結いたします。

承認第4号については討論の申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を承認することに反対の議員の意見を求めます。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）につきましての反対の立場から意見を申し上げたいと思います。

これにつきましては、今回、医療分、そしてまた後期高齢者医療の支援金分につきましてはの限度額を引き上げるという内容が1点ございます。これにつきましては、たくさん収入をお持ちの方からたくさんいただくということについて、私はそれはそういうやり方でいいのかなというふうには思っているものの、もともと国保税は所得に見合わない税額であるというふうに常々認識をしていることから、それが一度に限度額が4万

円も引き上がるという形になる今回の提案については、問題があるのではないかと考えております。

そしてさらに、もう一つの角度から申し上げますと、後期高齢者医療の支援金分です。私は、後期高齢者医療の22年度の特別会計についても反対をしました。それはなぜかという、政府が保険料は値上げしないとっておきながら保険料を値上げした。私もそのことにちょっと愕然としておりましたけれども、今回も結局、この制度には問題があるとおきながら、この制度は今後廃止するんだとおきながら、この後期高齢者医療支援金分をそのまま維持出来ないということについては、問題があるというふうに私は考えています。なぜこれを値上げしなければならないのか。政府が今まで言ってきたことに非常に矛盾を感じています。

ただ、国が決めたことを町がやらなければならないというふうに町はおっしゃると思います。けれども、だからといって、はい、そうですかと黙ってうなずいているわけにはいきません。やはり、問題点については、きちっとこういう場で問題提起をさせていただき、そして今後町の姿勢として、こういった問題点についてきちっと向き合いながら町民を守る立場で頑張っていっていただかなければならないというこの思いから、私はあえてこの1番についても反対の立場から意見を申し上げることとさせていただきました。

そしてまた、2点目にございます非自発的に失業した者についてはということで、前年度の所得について換算をする率を設けていただき、これについては以前から申し上げてきたことが一歩前進をしたものの、まだまだ今の社会の現状に即していない、もっともっと困っておられる色んな方々に十分対応が出来ている状況であるというのは言いにくいと私は思っております。町も非常に大変な財政状況はあるものの、こういうところで斑鳩町の困っている方たちに何とか町としての制度も進めていっていただきたい。国の制度に乗っかるだけではいけないというふうに思っております。これまで町がなかなかこの点については進めてきていただけてない。担当の方に色々申し上げ、担当も苦悩をしていただいていたんですが、非常に苦慮するばかりで前にはなかなか進んでいきにくい状況もございましたが、これをきっかけに、ますます大変な状況がある生活者の中で、国保にしか加入出来ない人たちの現状、生活状況を知り、町としても対応をしていっていただきたいというふうに思います。

そして、私もこの議案書をいただいて驚いたんですが、私が議員にならせていただい

たころ、そして介護保険が始まる前に色々と問題があつてこの場で色んなことを申し上げてきましたが、2000年の介護保険が始まるまでは、この国保税というのは50万円台で、少しずつ、1万円ずつ限度額が上がるというような状況があつて、当初50万円台だったと思うんです。けれども、今回の値上げ、限度額の引き上げということで73万円になると。私が議員をさせていただいている間にも、非常に高額な限度額の改正が行われているということに私は改めて驚きを感じました。

そして、なおかつ2000年の介護保険がスタートしてから、この間、介護分における国保税の中の累積赤字というものが莫大なものになり、町の方にはずっと申し上げてきて、やっと町もそのことが国保そのものの赤字を多少でも減らすことになるということで、その累積赤字を解消しようと一般会計から財源を投入していただいた経過もこの間にございます。

今後、この後期高齢者医療分、こんなふうに限度額を1万円引き上げただけでほんとに済むのかどうかという問題もございます。町におかれましては、介護納付金と同じようなことにならないように、この後期高齢者医療の支援金分についても十分な分析をしていただき、そしてまた私は再度申し上げておきたいと思えます。所得に見合う保険税であってほしい。今の斑鳩町の国保税、斑鳩町の責任ではないんですが、これは全国的にも言えることなんです、国保そのもののあり方に問題があり、国保税が受けておられる所得以上に非常に高い比率で保険税を払われている状況というのを、何としても私は改定していかなければならない、改革をしていかなければならないという強い思いを持っていることを申し上げまして、この今回の承認第4号については私としては承認をすることが出来ないという立場で意見を述べさせていただきました。議員皆様には、そういう立場で意見を申し上げましたことをご理解いただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を承認することに賛成の議員の意見を求めます。12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） それでは、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、賛成の立場から意見を申し上げます。

このたびの国民健康保険税条例の一部改正は、現下の厳しい経済情勢を背景として、65歳未満の非自発的失業者を対象に、前年の給与所得を100分の30とし国民健康

保険税を算定することにより負担軽減を図る「非自発的失業者に対する軽減措置の創設」や、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴って被用者保険の被扶養者からの国保被保険者となった者について、それまで保険料を賦課されてなかったことにかんがみ創設された「被扶養者の国民健康保険税減免措置」の延長など、国保の被保険者の負担を緩和するための改正条例となっております。

また、賦課限度額の改正につきましては、さらなる高齢化の進展に伴って医療費が増嵩すると共に国保税総額の増加も確実な中、中間所得層の負担軽減を見据えて引き上げられるものであり、高額所得を有しておられる加入者には若干の税負担をお願いすることになりますものの、その引き上げは理解出来るものであります。

一方、今、反対者も申されておりました困っている方の対応につきましても、今後やっぱり研究する必要がありますけども、それを減額することによって、我々国民健康保険を払っている者についての負担もやっぱりふえてくることもかんがみながら、その辺も十分やっぱり調査しながら今後検討をする必要があろうとは考えておりますけども、今、反対者も言われているように、かなり国保税は高額となって我々に対する負担も増額となっております。その辺も含めながらやっぱり検討をする必要があると考えてます。

このようなことから、町長専決処分について承認を求める本議案について賛成するものであります。今後も、国民健康保険制度が円滑に実施されますことを期待し、私の賛成意見といたします。議員皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（中西和夫君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

承認第4号について、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。よって承認第4号については、賛成多数で承認いたされました。

続いて、日程10、同意第3号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって同意第3号は委員会付託を省略いた

します。

理事者の提案説明を求めます。清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） それでは、同意第3号 斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて説明をさせていただきます。

本審査会委員でございました清水孝雄氏が平成22年3月6日に死去されたことから、その後任として、故清水委員と同じく弁護士であります中面達也氏に委員を委嘱いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

同意第3号

斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について

同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町公文書開示審査会委員に委嘱したいので、斑鳩町公文書の開示に関する条例第14条第4項の規定により、議会の同意を求めます。

平成22年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町服部2丁目18番7号

氏 名 中面達也

生年月日 昭和40年2月22日

なお、次のページには同氏の主な略歴を記載しておりますが、朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上でご説明とさせていただきますけども、何とぞ満場一致で原案どおりご同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって同意第3号については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程11、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程12、報告第5号 議会の委任による町長専決処分

の報告について（平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）の2議案は、いずれも同一事故に係る議会の委任による町長専決処分の報告であります。

よって、会議規則第37条の規定により、2議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって報告第4号、報告第5号の2議案については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

本案について理事者の報告を求めます。藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） それでは、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）につきましてご報告を申し上げます。

それでは、まず報告第4号について説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第4号

議会の委任による町長専決処分の報告について
（損害賠償の額の決定について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成22年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第5号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成22年4月28日

斑鳩町長 小城利重

続きまして、損害賠償の額の決定について朗読をさせていただきます。

損害賠償の額の決定について

斑鳩町五百井1丁目11番39号先町道404号線交差点において、公用車が走行中の自転車と接触した事故による損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 6万6,800円
2. 損害賠償の相手方 奈良県生駒郡斑鳩町興留9丁目4番29号
立石喜一郎

これは、去る3月29日、月曜日、午前9時55分ごろ、都市建設部建設課の職員が公用車で町道404号線を南から北進中、五百井1丁目11番39号先交差点において、東から前進中の自転車と出会い頭に接触し、運転者を負傷させ、自転車を破損させたものでございます。

今回、当該自転車の損害賠償に係る示談が平成22年4月28日に成立いたしましたことにより、自転車の修理代金といたしまして、立石様に6万6,800円の損害賠償を行うことで同日付で専決処分をさせていただきましたので、報告をさせていただきます。

なお、人身事故につきましては、現在本人が通院をされておりますので、示談が成立いたしましたら改めてご報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、報告第4号の説明とさせていただきます。よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

続きまして、報告第5号について説明をさせていただきます。

報告第5号につきましては、まず議案の朗読をさせていただきます。

報告第5号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成22年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続いて2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第6号

専決処分書

平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成22年4月28日

斑鳩町長 小城利重

これは、先ほど説明させていただきました報告第4号の損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことによる予算の補正でございます。

まず、補正予算書の4ページをご覧くださいと思います。歳入でございますけれども、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入、第6節雑入に、自動車損害共済金といたしまして6万7,000円を増額補正するものでございます。

次に、5ページの歳出でございます。第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、第22節補償補てん及び賠償金に、賠償金といたしまして新たに6万7,000円を補正するものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。

平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）

平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ73億8,006万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年4月28日 専決

斑鳩町長 小城利重

以上で、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 過去に他の部、住民生活部で事故があり、こういう損害賠償の額の決定についてという報告がありましたが、そのときには、その運転者の氏名を報告の中で説明していただきましたが、部によって運転者の氏名を言われる部と言われない部があるのはおかしいと思うんですが、その点についてどうなんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 申しわけございません。今、質問いただきました運転者の氏名でございます。報告してなくて申しわけございません。これは、運転者は関口修でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） ちょっとお聞きしたいんですけど、自転車が6万6,800円ですか、かなり高額なんですけど、全損だったんでしょうか。それともう一つ、もしそれかなり当たってたんだったら、斑鳩町の車の方の修理代とかはなかったんですかね。その辺ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） この自転車ですが、議員ご指摘いただいておりますようにかなり高額になっておまして、自転車そのもの、それから附属に新しく高額のパーツをつけておられるといったことで、その辺全体、全損ではございませんですけども、そういうことで共済の方と見積もりを取りながら確定をされた額でございます。

それと、2点目の公用車でございますけれども、一部破損修理が必要ということでございますけれども、この分につきましては、町の方で当然負担をするということでございます。

○議長（中西和夫君） よろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）を終わります。

続いて、日程13、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時13分 休憩）

(午前 11 時 55 分 再開)

○議長 (中西和夫君) 再開いたします。

ただいま議題となっています常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により議長において指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (中西和夫君) 異議なしと認めます。それでは、議長により指名いたします。

総務常任委員会委員に、伴議員、嶋田議員、宮崎議員、紀議員、飯高議員、木澤議員、厚生常任委員会委員に辻議員、小林議員、宮崎議員、吉野議員、飯高議員、里川議員、建設水道常任委員会委員に浦野議員、紀議員、中川議員、辻議員、木澤議員、木田議員、次に予算決算常任委員会委員に嶋田議員、伴議員、小林議員、浦野議員、里川議員、木田議員、私・中西でございます。次に、広報発行常任委員会委員に吉野議員、木澤議員、中川議員、紀議員、飯高議員、それと私・中西をそれぞれ指名いたします。

日程 13、常任委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員会の委員を選任することに決定いたしました。各委員会委員の皆様には、よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程 14、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。本件についても、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により議長において指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (中西和夫君) 異議なしと認めます。それでは、議長より指名をいたします。

議会運営委員会委員に、嶋田議員、木澤議員、小林議員、中川議員、飯高議員、辻議員を指名いたします。

日程 14、議会運営委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員を選任することに決定いたしました。各委員の皆様には、よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程 15、議長報告についてを議題といたします。

議長報告 (1) から (2) までにつきましては、事務局長から報告をさせます。藤原 議会事務局長。

○議会事務局長 (藤原伸宏君) それでは、報告いたします。

初めに、(1) 常任委員会正副委員長互選結果についてであります。総務常任委員

会委員長に伴議員、副委員長に嶋田議員、厚生常任委員会委員長に辻議員、副委員長に小林議員、建設水道常任委員会委員長に浦野議員、副委員長に紀議員、予算決算常任委員会委員長に嶋田議員、副委員長に伴議員、広報発行常任委員会委員長に吉野議員、副委員長に木澤議員であります。

次に、（２）議会運営委員会正副委員長互選結果についてであります。議会運営委員会委員長に嶋田議員、副委員長に木澤議員、以上でございます。

○議長（中西和夫君） ただいま議会事務局長から報告をさせましたとおりであります。皆様方にはよろしく願いをいたします。

ここで副議長と交代いたしますので、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 58 分 休憩）

（午前 11 時 59 分 再開）

○副議長（飯高昭二君） 再開いたします。

ただいま中西議員から、予算決算常任委員会委員の辞任願及び広報発行常任委員会委員の辞任願が提出されました。

ここでお諮りいたします。地方自治法第 102 条第 5 項の規定により、追加日程 1、予算決算常任委員会委員の辞任許可について、追加日程 2、広報発行常任委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（飯高昭二君） 異議なしと認めます。よって、追加日程 1、予算決算常任委員会委員の辞任許可について、追加日程 2、広報発行常任委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し審議することに決しました。

お諮りいたします。ただいま追加日程となりました追加日程 1 及び追加日程 2 については、一括議題といたしたいが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（飯高昭二君） 異議なしと認めます。追加日程 1 及び追加日程 2 を一括議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、9 番、中西議員の退席を求めます。

（中西議員 退席）

○副議長（飯高昭二君） 中西議員の予算決算常任委員会委員及び広報発行常任委員会委

員の辞任願を事務局長に朗読させます。藤原議会事務局長。

○議会事務局長（藤原伸宏君） それでは、辞任願を朗読いたします。

辞任願

私はこのたび議会の申し合わせにより、予算決算常任委員会委員を辞任いたしたく辞任願を提出しますので、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

斑鳩町議会議長殿

平成22年5月11日

予算決算常任委員会委員

中西和夫

続きまして、

辞任願

私はこのたび議会の申し合わせにより、広報発行常任委員会委員を辞任いたしたく辞任願を提出しますので、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

斑鳩町議会議長殿

平成22年5月11日

広報発行常任委員会委員

中西和夫

以上でございます。

○副議長（飯高昭二君） お諮りいたします。中西議員から届け出のとおり、予算決算常任委員会委員、広報発行常任委員会委員を辞任することについて、これを許可することについてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（飯高昭二君） 異議なしと認めます。中西議員の予算決算常任委員会委員及び広報発行常任委員会委員を辞任することについては、満場一致で許可いたしました。

（中西議員 着席）

○副議長（飯高昭二君） 中西議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました予算決算常任委員会委員及び広報発行常任委員会委員の辞任許可については、満場一致で許可いたしました。

議長と交代のため暫時休憩いたします。

（午後0時02分 休憩）

(午後0時03分 再開)

○議長(中西和夫君) 再開いたします。

以上で、本日開催の第2回臨時議会に付議されました各議案についてはすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長からごあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 平成22年第2回町議会臨時会の閉会に当たり一言あいさつを申し上げます。

本日提案させていただきました斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてなど10議案を提出させていただき、慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても温かいご審議により原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますと共に、厚くお礼を申し上げます。

また、今後の議会運営にかかわります各常任委員会の各委員等を選出していただき、大変ご苦労さまでした。改めてお礼を申し上げます。

なお、町の懸案事項等については、ご相談、ご協議をお願い申し上げ、議会との連携を保ちながら、より一層の町政の発展に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議員皆様方には、ますますご健勝にて議会活動にご精励を賜りますよう心からお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長(中西和夫君) これをもって平成22年第2回斑鳩町議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。

(午後0時04分 閉会)